

W T O 非農産品市場アクセス交渉会合の概要

1. 日時、場所

平成 1 7 年 3 月 1 4 日（月）～ 1 8 日（金）於：W T O 本部（スイス・ジュネーブ）

2. 出席者

水産庁奥野漁政部参事官、経済産業省小川通商機構部長、鳩山通商機構部参事官、外務省梨田国際貿易課長、財務省鶴田世界貿易機関専門官他

3. 今後の進め方

ヨハンソン議長は、前回会合で技術的検討段階が終了し、今次会合から、交渉段階に入ったと位置づけるとともに、ケニア閣僚会議の議長総括において、6 月までに関税削減方式への合意を目指すとしたことを紹介した。また、以下のようなスケジュールで進めるためには、特に関税削減方式について、4 月会合の議論が重要であるとした。さらに、OECD 閣僚会合に併せて開催される W T O 非公式閣僚会合では、非農産品についても関税削減方式を中心に議論されるとの見通しを示した。

4 月 2 5 ～ 2 9 日	非農産品市場アクセス交渉会合
5 月 4 日	W T O 非公式閣僚会合（OECD 閣僚会合に併せて開催）
5 月後半から 6 月初め	モダリティのたたき台第一案のアウトライン
6 月 6 ～ 1 0 日	非農産品市場アクセス交渉会合（予定）
7 月 1 8 ～ 2 2 日	非農産品市場アクセス交渉会合（予定）
7 月	モダリティのたたき台第一案
香港閣僚会合	モダリティに合意
2 0 0 6 年末	交渉終了

4. 会合の概要

（1）関税の削減方式

米国は、先進国と途上国で係数が異なるスイスフォーミュラを提案。E U 等は、先進国・途上国共通のスイスフォーミュラを基本としつつ、途上国には、自由化努力に応じて引き下げ幅を圧縮する案を提案、スイスフォーミュラを基本とした引き下げ方式に主要国の支持が集まった。インド、ブラジル等多くの途上国は、米国や E U の案では途上国配慮が十分でないとし、独自の提案を検討していた。我が国は、米、E U の案を評価しつつ、野心の高さと全ての加盟国のセンシティビティへの配慮とのバランスが必要である旨主張したが、韓国が同様の主張を行ったのみで、大勢は先進国に柔軟性を認めない方向。

（2）非譲許品目の扱い

関税率を W T O に約束していない非譲許品目の扱いについて、カナダ、香港、ノルウェー、N Z（ニュージーランド）が、実行税率に 5 % を加えた税率に関税削減方式を適用することによって、高関税程大きく引き下げることが提案し、支持を集めた。マレーシアは、全ての非譲許税率を平均 2 5 %、上限 4 0 % で譲許することを提案したが、支持がインド、A S E A N 諸国に限られていた。以上のように、少なくとも先

進国は全品目譲許すべきとの意見に収斂しつつある状況となった。

(3) 非従価税の従価税換算

農業交渉における議論も参考にしつつ、検討を継続することとなった。

(4) 低関税の撤廃

カナダが5%以下の低関税を撤廃すべきとの提案を提出したが今次会合では議論にならなかった。

(5) 非関税障壁

各国が通報した非関税障壁の多くは、他の交渉会合やWTO委員会で議論するという方向。各国の通報案件を明確化する中で、NZ（ニュージーランド）は、輸入割当制度を分野横断的に取り上げるべきとし、豪州は、輸入に関する割当制度は廃止すべきと主張。我が国は、林産物を念頭に輸出税・輸出規制を分野横断的に検討することを主張し、EU及び韓国がこれを支持した。

(6) 品目カバレッジ

交渉対象は、農業協定対象品目以外のすべての品目であるが、具体的に、どの品目に当たるのかについて、各国間の取り扱いに異なる部分があることから、我が国を含め、少数国で技術的作業を継続することとなった。

(7) その他

15日、NZが主催し、米、カナダ、ノルウェー、チリ等水産物輸出国11カ国を集めて、水産物関税について意見交換した。林産物についても17日に米国が主催し、NZ、カナダ、ノルウェー、マレーシア等輸出国6カ国を集めて非公式会合が開かれ、分野別関税撤廃等について議論された。いずれの会合も我が国は招待されなかった。4月会合においても、これらの分野別少数国会合が継続される模様。